

中国四国厚生局 健康福祉部健康福祉課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル 2階	082-223-8264 082-223-6489
九州厚生局 健康福祉部健康福祉課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10 番 7 号 福岡第二合同庁舎 2階	092-432-6781 092-474-2244

その他の必要な基準等

注1：病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合は、以下のAからCは適用されません。

注2：三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その三種病原体等を運搬するために所持する場合は、以下のA及びBは適用されません。

A 記帳義務（感染症法第56条の23） 詳細は施行規則第31条の26を参照。

注：記帳の義務を怠った場合、100万円以下の罰金が科されます。

B 施設の基準（感染症法第56条の24） 詳細は施行規則第31条の29を参照。

注：施行規則第31条の29の基準中、第1項第2号、第5号のイ、ハ、への規定については、平成24年3月31日までの間は経過措置として適用されませんが、現状においてこれらの規定を満たしていない場合は経過期間中に改善を完了する必要があります。

C 保管等の基準（感染症法第56条の25） 詳細は施行規則第31条の33を参照。

D 運搬の届出等（感染症法第56条の27） 詳細は施行規則第31条の36を参照。

注：都道府県公安委員会への届出となります。

E 事故届（感染症法第56条の28）

注：事故が発生した場合は、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。

F 災害時の応急措置（感染症法第 56 条の 29） 詳細は施行規則第 31 条の 38
を参照。

災害が発生した場合には、速やかに災害時応急措置届出書（別記様式第 19）を厚生労働省健康局結核感染症課に届け出てください。

また、災害の発生を発見した場合を含め、110 番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。